

狩猟税の減免申請をされる方へ

R7.9 静岡県自然保護課

地方税法の改正に伴い、平成27年度から令和10年度までの狩猟税について、以下に該当する場合は狩猟税の減免を受けることができます。

1 狩猟税の減免が受けられる者

- A 鳥獣被害防止特措法に基づく対象鳥獣捕獲員（市町長から任命された者）
- B 被害防止目的捕獲（＝有害鳥獣捕獲）の許可を受けた者（法施行規則第65条第7号に該当）
- C 被害防止目的捕獲（＝有害鳥獣捕獲）に従事した者（法施行規則第65条第8号に該当）
- D 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者（法施行規則第65条第9号に該当）

※ BとCの被害防止目的捕獲にはシカの管理捕獲を含みます。

2 減免の額

	第一種銃猟		網猟・わな猟		第二種銃猟
	—	軽減税率※1	—	軽減税率※1	
通常の税額	16,500 円	11,000 円	8,200 円	5,500 円	5,500 円
A 特措法捕獲員	免税	免税	免税	免税	免税
B・C 被害防止目的捕獲許可の従事者	8,200 円	5,500 円	4,100 円	2,700 円	2,700 円
D 認定捕獲事業者	免税	免税	免税	免税	免税

※1 当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者。

※2 例えば、わな猟による被害防止目的許可捕獲の実績があれば、わな猟のほか網猟や銃猟の狩猟者登録も減免対象となります。

3 減免の対象となる被害防止目的捕獲の条件等

- (1) 静岡県内で行われた被害防止目的捕獲（管理捕獲を含む）であること。
 - ・ 他県の狩猟者登録で減免を受けるには、該当県での従事実績が必要です。
- (2) 狩猟者登録の申請日前1年間に実施した被害防止目的捕獲であること。

例 10月5日に狩猟者登録を申請する場合

令和6年10月5日～令和7年10月4日までに従事実績があるもの

(3) 実際に被害防止目的捕獲に従事していること。

- ・ 捕獲結果が0頭だった日でも従事実績になります。
- ・ 従事者名簿に名前が載っているだけでは減免対象になりません。

(4) 組織的なグループ猟での射手以外も可。

- ・ 捕獲当日の役割分担として射手役のほか勢子役、道路見張り役、捕獲獣搬出役など、組織的に割り振られた場合の射手以外も対象に含みます。

4 狩猟税の減免に必要な添付書類

【A 鳥獣被害対策特措法に基づく対象鳥獣捕獲員】

「対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書」(任命した市町が発行したもの)

【B 被害防止目的捕獲の許可を受けた者(本人)】

① 「許可証の写し」(必須)

- ・ 許可期間が満了している許可証の場合は、写しの「備考」欄に捕獲従事年月日を補記してください。
- ・ 許可期間が終わっていない許可証の場合は、写しの「捕獲報告」欄に捕獲場所、鳥獣名、捕獲数、処置の概要を、「備考」欄に捕獲従事年月日を補記してください。

補記する代わりに「許可証・従事者証に係る捕獲従事報告」(様式1)でも可。

【C 被害防止目的捕獲の従事者】

① 「従事者証の写し」(必須)

② 従事したことがわかる書類として次のいずれか

ア 「許可証の写し」

- ・ 許可期間が満了している許可証の場合は、写しの「備考」欄に自分が従事した年月日を補記してください。
- ・ 許可期間が終わっていない許可証の場合は、写しの「捕獲報告」欄に捕獲場所、鳥獣名、捕獲数、処置の概要を、「備考」欄に従事年月日を補記してください。

イ 「許可証・従事者証に係る捕獲従事報告」(様式1)

ウ 「許可を受けた(市町、農協等)又は捕獲業務の委託を受けた団体(猟友会等の代表者)による、従事者が実際に従事したことがわかる書面の写し」

例 被害防止目的捕獲の活動報告書や活動月報、活動一覧表などの写し(捕獲場所、鳥獣名、捕獲数、処置の概要、従事年月日が確認できること)

代わりに「被害防止目的捕獲の従事証明書」(様式2)で個別に証明しても可

【D 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者】

① 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣法施行規則第19条の9第1項に規定するもの）の写し

② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

鳥獣法施行規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成するもの

③ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定の内容に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類

当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、申請前1年以内に、申請する都道府県の区域内において実施されたものであって、かつ、改正鳥獣法第9条第1項の許可（※）を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限ります。

※環境大臣が行う許可、都道府県知事が行う許可の他、地方自治法や鳥獣被害防止特措法により権限移譲を受けた市町村長が行う許可も含まれます。

④ 上記③の事業に従事した際の従事者証の写し

従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記③の事業に対応したものに限りします。

なお、従事者証（指定管理鳥獣捕獲等事業に係る従事者証を除く）に記載の「目的」については、改正鳥獣法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限られます。

5 地方税法における注意点

捕獲に従事していないにもかかわらず、虚偽の内容で狩猟税の減免を受けると、地方税法違反（100万円以下の罰金）になります。

6 その他

- ・ 審査の必要上、記載内容の確認や追加資料を求めることがあります。
- ・ 許可証（従事者証）を返納済みのため、写しを用意できないときは、発行元・返納先の市町等へお問い合わせください。

【狩猟税の軽減税率の適用判定フローチャート】

